

書面添付制度 導入のご案内



先日、国税庁の様々な取り組みをまとめた「国税庁レポート 2018」が公表されました。その中に「書面添付制度の推進」と題して、書面添付割合の向上と一層の普及・定着に努めることが表明されていました。

☆書面添付制度とは☆

税理士は申告書を作成する際に、計算・整理したこと、納税者から相談があった事項を記載した書類を申告書に添付することができます。この書面が添付されている場合、税務署は税務調査を実施する前に、税理士に対して意見を述べる機会（意見聴取）を与えなければならないとされています。

●意見聴取で不明点が解消されれば、税務調査に至らない（実地調査省略）場合があります

下記データをご覧ください。少し前のものですが、平成 26 年度、書面添付先が意見聴取された割合は法人税では 2.4%です。意見聴取後に税務調査が省略される割合が 37.2%ですから、**書面添付先に税務調査が実施される確率は 1.5%ということになります**。平成 27 年度では、所得税の意見聴取割合 0.3%、さらにそこからの調査省略割合が 33.3%ですから、**税務調査に至る確率は極めて低い**ことが分かります。

税務調査と書面添付の状況（大阪）

平成 26 年度	法人税	相続税	所得税
書面添付割合	9.3%	15.4%	1.2%
意見聴取割合	2.4%	10.6%	0.4%
実地調査省略	37.2%	20.3%	9.4%

平成 27 年度	法人税	相続税	所得税
書面添付割合	9.4%	16.0%	1.2%
意見聴取割合	2.1%	11.1%	0.3%
実地調査省略	36.0%	24.2%	33.3%

●税務調査時に調査官から確認されることは？

書面添付制度を導入しているお客様から、過去に税務調査が入った時、調査官から根ほり葉ほり質問され気が重かった、何年も前の帳簿・契約書や議事録を用意するのが大変だった、調査が長引いて仕事にならなかった、というお話をよく伺います。

調査官から確認される内容

- ・役員（専従者）の勤務実態・業務内容・出勤記録、従業員の勤怠管理・タイムカード
- ・減価償却台帳に記載のある車両の使用状況、複数台の場合は用途、使用者、頻度、ETC 利用等
- ・個人所有の資産、車両についての質問

税務調査と異なり、意見聴取は税理士だけが対応します。税理士が帳簿などを持って税務署で担当の調査官とやり取りするので、会社やご自宅に調査官が来ることはありません。

税務署は、今後ますます税務調査要否の判断に書面添付制度を積極的に活用していくと思われます。**弊所で意見聴取があった場合の税務調査（法人税・相続税・所得税）はこれまですべて省略されております**。書面添付制度を導入し、税務調査に対応する時間的・精神的負担の軽減をされることをお奨めいたします。

北野会計事務所は税務調査ゼロの実現をめざしています